

日 時：令和6年11月6日（水）14：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、加藤委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、小川委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○小川委員長代理 ただいまから、第306回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つです。

議題1「令和6年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和6年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について御説明いたします。

資料1-1が概要資料、資料1-2が本体資料となっております。本日は資料1-1を基に御説明いたしますが、適宜資料1-2の関係箇所を御参照いただければと思います。

資料1-1の概要資料は、資料1-2の本体資料の内容について、大きく四つの項目に取りまとめてございます。まず、1ページ目を御覧ください。一つ目の項目は、「個人情報保護法等に関する事務」でございます。まず、左上の「いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」についてですが、関係団体や有識者からのヒアリングや各検討項目についての議論を踏まえ、本年6月に、当該時点における委員会の考え方をまとめた「中間整理」を公表及びこれに対する意見募集を実施しました。また、「中間整理」を踏まえまして、今後とも一層の意見集約作業が必要だと考えられる論点について議論するための場である検討会を新たに立ち上げ、9月までに計3回開催しました。

次に、左下の「個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等」については、PPCビジネスサポートデスクにおいて、引き続き幅広い業種からの相談に対応しました。

次に、右上の「個人情報保護法に基づく監視・監督」についてですが、「個人情報取扱事業者等に対する監督」については、個人データの漏えい等事案の報告の処理7,735件を始め、記載のとおり件数を実施しました。そのほか、病院、診療所及び薬局向けの個人情報の取扱い等に関する注意喚起も行いました。加えて、「行政機関等に対する監視」については、保有個人情報の漏えい等事案の報告の処理901件、うち国の行政機関等については89件、地方公共団体等については812件を始め、記載のとおり件数を実施しました。

なお、令和6年度の実地調査及び立入検査計画に基づき行った実地調査等の結果につい

て、安全管理措置等の具体的な不備項目は本文及び付表に記載しております。

また、本年度より、委員会の監視・監督活動について国民に対してより詳しく公表するとともに、事業者及び行政機関等における適正な個人情報等の取扱いに資するよう、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」を取りまとめた上で公表することとし、第1四半期分について公表しております。

続きまして、二つ目の項目は、「マイナンバー法に関する事務」でございます。まず、左側の「マイナンバー法に基づく監督等」についてですが、令和5年のマイナンバー法の改正等を踏まえて各種ガイドラインを改正しました。また、監督等については、特定個人情報の漏えい等事案の報告の処理136件を始め、記載のとおり件数を実施しました。

なお、令和6年度の実地調査及び立入検査計画に基づき行った立入検査の結果について、安全管理措置等の具体的な不備項目は本文及び付表を御参照ください。

また、マイナンバー法に基づく監督につきましても、個人情報保護法に基づく監督と同様に四半期ごとに取りまとめた上で公表することとし、第1四半期分について公表しております。

次に、右上の「特定個人情報保護評価」につきましても、行政機関の長等から全項目評価書の提出を受け、内容について審査を行った上で3件を承認しました。

なお、特定個人情報保護評価指針につきましても、基礎項目評価書の様式に記載項目を追加する等の改正を行ったところ、改正指針等を円滑に施行するため、全国向け担当者説明会や都道府県からの希望に応じた説明会を実施しております。

続きまして、2ページ目に移ります。三つ目の項目は、「国際協力」でございます。まず、左側の「個人情報を安全、円滑に越境移転することができる国際環境の構築」につきましても、日EU間の相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組みにつきましても、対象範囲の学術研究分野及び公的部門への拡大に関し、日EU間の協議の早期妥結を視野に入れた作業の加速に合意した旨の共同プレス・ステートメントを発表しました。

また、グローバルCBPRシステムについて、本年5月に東京でワークショップを開催。本ワークショップに出席した複数の国・地域が、グローバルCBPRフォーラムへ新たに参加することとなり、参加者拡大に貢献しました。

次に、右上の「執行協力を含む関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築」につきましても、G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルの執行協力作業部会の議長として議論をリードするとともに、ほかの作業部会にも参加。また、APPAフォーラムを始め、国際的なイベント等に参加し、委員会の取組を積極的に発信しました。そのほか、当委員会が下半期に主催を予定するAPPAフォーラム会合等について、関係機関との調整を継続しています。

最後の右下の「国際動向の把握と情報発信」につきましても、個人情報に関する海外法制度の情報や動向について委員会ウェブサイト上で情報提供をしました。

最後に、四つ目の項目は、「個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務」でござ

ざいます。

まず、左側の「相談受付等」につきましては、個人情報保護法相談ダイヤルにおける受付件数は、民間部門では10,379件、公的部門では1,605件、マイナンバー苦情あつせん相談窓口受付件数は710件など、記載のと通りの件数を受け付けました。

次に、右側の「広報・啓発」につきましては、個人情報保護法関係では、事業者を始め、国民に幅広く適切に個人情報保護制度を周知するため、事業者団体主催の説明会等への講師派遣や小学生等を対象とした出前授業のほか、こども霞が関見学デーを実施しました。

加えて、各種パンフレットを中小企業関係団体等へ配付したほか、委員会ウェブサイト、委員会公式Xにおいて新着情報や活動情報等を積極的に発信し、また、委員会公式YouTubeチャンネルを開設し、個人情報保護制度の理解醸成のために各種動画を掲載するなど、情報発信を強化しました。

マイナンバー法関係では、行政機関等の職員に対し、特定個人情報の適正な取扱いについての説明を実施しました。

以上のとおり、令和6年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について、委員会にお諮りし、ホームページに公表したいと考えております。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要につきましても、準備が整い次第、委員会ホームページに公表したいと考えております。

以上でございます。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見はありますか。よろしいですか。

私から、令和6年度上半期を振り返りますと、まずは3年ごと見直しに関しまして「中間整理」を公表し、その「中間整理」に関する意見募集を行って幅広く御意見を頂きました。また、新たに立ち上げた検討会等では様々なステークホルダーの方々との議論を重ねることができました。また、委員会の監視・監督活動については、事業者及び行政機関等の適正な個人情報等の取扱いに資するよう、新たに四半期ごとに監視・監督権限の行使状況等を詳しく整理して公表いたしました。さらに、国際関係では、EUによる日本に対する充分性認定について、対象範囲の学術研究分野及び公的部門への拡大に関しまして、日EU間の協議の早期妥結を視野に入れた作業の加速化に合意いたしました。加えて、委員会活動を幅広く国民に知っていただくために、動画等を活用した情報発信も強化してまいりました。

昨今、DXが幅広く事業者に浸透して、AIやクラウドが気軽に利用できるようになってきました。一方で、日常の情報共有が中心だったSNSが犯罪等に悪用されるケースも増えてきました。このように、ツールを利用するに当たっては、個人情報の取扱いに関する本人のリテラシーを向上させ、事業者にあつては顧客や事業者等のデータ保護に関するガバナンス等を強化することが重要になってきていると思います。このような個人データをめぐるリスクの変化や国際的な潮流をよく踏まえつつ、引き続き下半期も委員会に課せられ

た責務を果たすべく、3年ごとに見直しに関わる議論を深めるとともに、監視・監督活動や周知・広報活動などにも積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

議題1は以上です。

議題2「第4回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 第4回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルの結果について御説明させていただきます。

資料2-1の2ページ目を御覧ください。今回4回目となるG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルが、先月の10月9日から11日にかけてイタリアのデータ保護・プライバシー機関であるGaranteの主催により、イタリアのローマにて開催されました。本ラウンドテーブルには、各国の委員長級とOECD等の関連国際機関の代表者が参加し、当委員会からは大島委員が参加しました。

本会合では、AIガバナンスにおけるデータ保護機関の役割やDFFT、先端技術及び執行協力の各作業部会における成果物等について議論を行いました。

本会合の成果文書として、「コミュニケ」、「行動計画」のほか、昨年の東京会合で「生成AIに関する声明」を採択したことに続き、AIに関し、「信頼できるAIの促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明」が採択されました。

3ページ目に、G7各国のDPA委員長級の出席者を紹介しております。

4ページ目には、本会合で採択されました「コミュニケ」及び「行動計画」の概要を記載しております。「コミュニケ」及び「行動計画」のいずれについても、昨年に引き続きDFFT、先端技術及び執行協力を三つの柱としております。

行動計画に関しましては、一つ目のDFFTにつきましては、欧州のGDPR認証とGlobal CBPRシステムとの比較分析を行いましたので、その結果を他の国際フォーラムに共有し、対話と協働を喚起すること及びOECDのガバメントアクセスに関する宣言について、OECDを支援し、OECD加盟国以外の国と地域への普及を促進することとされました。

また、二つ目の先端技術につきましては、DPAの役割を含め、AIに関連する立法措置の動向をフォローし、この分野における効果的な監督と執行を確保するための戦略を共有することとされました。

三つ目の執行協力につきましては、共同又は協調的な執行措置におけるDPA間の情報交

換に必要な手続に関する知識・経験をG7間で共有することとされました。

続いて、5ページを御覧ください。個別の声明として採択された、「信頼できるAIの促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明」の概要を記載しております。同声明の主要なメッセージとしては、多くのAI技術は個人データの処理に基づいており、データ保護及びプライバシーの権利を守る必要性がこれまで以上に重要になっていること、DPAは勧告、ガイドライン及び政策文書の作成並びに執行活動を通じて、AIに関する諸活動の検討と解決に必要な経験と専門性を十分に有していること、そして、AI技術に関連して構築されるガバナンスに、DPAは設計の段階から組み込まれるべきであること、さらに、AI技術により引き起こされる多面的な課題にDPAが対処するため、競争、通信及び消費者保護等の様々な規制当局と連携及び協力することが重要であることが挙げられます。

ただいま御説明しました「コミュニケ」、「行動計画」及び「信頼できるAIの促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明」の英語版及び仮訳を資料2-2以下として提出しております。

来年2025年の第5回ラウンドテーブルは、6月にカナダで開催される予定です。今般採択された「行動計画」に沿いながら、DFFT、先端技術及び執行協力の三つの柱に関するワーキンググループで作業を継続し、その進捗及び成果について議論を行う予定です。

説明は以上でございます。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

それでは、まずこの会合に出席された大島委員からコメントをお願いいたします。

○大島委員 御説明ありがとうございます。

お話にありましたとおり、今回、4回目のG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルということですが、このうち、1回目のロンドンがオンラインでしたけれども、3回目の東京、4回目のローマと、私にとって3回目の参加をさせていただきました。全て今、お話があったとおりですが、昨年同様、DFFT、先端技術及び執行協力を3本の柱とした「コミュニケ」及び「行動計画」が採択されたところです。

本年の「行動計画」は、昨年、我が国が議長を務めた東京の会合で初めて採択された「行動計画」をベースに、東京会合後の成果を盛り込みつつ、来年に向けた新たな取組を加えてアップデートされたものとなっています。

また、議長国でありますイタリアのGaranteの主導の下、AIが主要なテーマの一つとして取り上げられ、昨年、我が国が議長として取りまとめた「生成AIに関する声明」に引き続き、「信頼できるAIの促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明」が採択されました。この声明は、多くのAI技術が個人データの処理に基づいており、データ保護とプライバシーの権利を守る必要性が高まっていることや、競争、通信及び消費者保護等の様々な規制当局と連携及び協力することが重要であることを確認しつつ、その経験、専門性に照らし、AI技術が引き起こす問題について、我々データ保護機関が重要な役割を果たすべきことを述べたものであります。

昨今、欧州評議会のAI条約、EUのAI法、あるいは米国のAIの安全性に関する大統領令などの法規制が導入されるなどしているところ、AI技術は個人データやプライバシーと密接に関わっており、我々データ保護機関にとっても関心が高く、時宜を得たテーマだったと言えようかと思えます。この点に関し、G7データ保護・プライバシー機関のコミッショナーと直接率直な意見交換をすることができた大変有意義な機会であったと思っております。

引き続き当委員会としまして、G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおける取組に積極的に関与していきたいと考えております。

以上です。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの大島委員のコメントも含めまして、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

私から、昨年、当委員会が主催したG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおいて採択された「コミュニケ」、それから「行動計画」及び「生成AIに関する声明」に引き続きまして、本年、今、説明がございましたけれども、議長国イタリアのGaranteの主導で様々な成果文書が取りまとめられたことを当委員会としても歓迎いたします。

G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルは、来年で5年目を迎えます。当委員会としても国際的な制度調和と連携・協調に貢献していくよう、引き続き本会合において主要な役割を果たしていければと考えております。

以上です。よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録、議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

本日の議題は以上です。

本日の会議は閉会といたします。御苦労さまでした。